

第51号議案

平成24年度京都府営林事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度京都府営林事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,460千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110,254千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（府債の補正）

第2条 府債の変更は、「第2表府債補正」による。

平成25年3月8日提出

京都府知事 山田 啓二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		1,000 ^{千円}	△1,000 ^{千円}	0 ^{千円}
	1 国庫補助金	1,000	△1,000	0
2 財産収入		5,000	△4,946	54
	1 財産売払収入	5,000	△4,946	54
3 繰入金		87,133	△14,575	72,558

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 一般会計繰入金	87,133 ^{千円}	△14,575 ^{千円}	72,558 ^{千円}
4 繰越金		25	3,166	3,191
	1 繰越金	25	3,166	3,191
5 諸収入		1,556	21,095	22,651
	1 雑収入	1,556	21,095	22,651
6 府債		21,000	△9,200	11,800
	1 府債	21,000	△9,200	11,800
歳入	合計	115,714	△5,460	110,254

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 営林事業費		115,714 ^{千円}	△5,460 ^{千円}	110,254 ^{千円}
	1 営林事業費	115,714	△5,460	110,254
歳出	合計	115,714	△5,460	110,254

第2表 府債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
府有林造林事業費	21,000	証書借入又は証券発行	年6.0以内	償還期間は、40年以内（据置期間を含む。）とする。償還は、元金均等又は元利均等支払とする。必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。	11,800	証書借入又は証券発行	年6.0以内	償還期間は、40年以内（据置期間を含む。）とする。償還は、元金均等又は元利均等支払とする。必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。